

経 営 計 画

年 月 日提出

(提出者) 本店又は主たる  
事務所の所在地  
商号又は名称  
代 表 者

役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第22条第3項の規定に基づき、経営計画を次のとおり提出します。

記

第1 経営計画の期間

第2 経営計画の期間中の収益見通し

第3 収益見通しを達成するための方策

第4 責任ある経営体制の確立に関する事項

第5 剰余金の処分の方針

第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

第7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等(第32条に規定する金融機関等をいい、経営計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。以下同じ。)を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 経営計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営計画を提出する金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (3) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

3. 経営計画の期間

- (1) 経営計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 経営計画の始期は経営計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の開始

- の日とし、経営計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 経営計画の終期となる月については、経営計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

#### 4. 経営計画の期間中の収益見通し

経営に関連する各種の指標につき(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び経営計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営計画の終期において達成すべき見通し(①に掲げる指標にあつては経営計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。)を記載すること。

- ① コア業務純益((別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益とする。)又はコア業務純益ROA((別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益ROAとする。)を含む収益性を示す一つ以上の指標
- ② 業務粗利益経費率((別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの業務粗利益経費率とする。)を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

#### 5. 収益見通しを達成するための方策

収益見通しを達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

#### 6. 責任ある経営体制の確立に関する事項

- (1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれについて、これまで実施していた経営強化計画(第56条第1項に規定する経営強化計画をいう。)又は経営計画(同項に規定する経営計画をいう。)に記載されていたそれぞれの方策の維持又は強化に関する事項を記載すること。
- (2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の事項を記載するとともに、当該銀行持株会社等における「責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。
- ① 経営計画を実施する子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨
- ② 経営計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

7. 剰余金の処分の方針

- (1) 配当に対する方針を(別表2)により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。
- (2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。

8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

- (1) 経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。
- (2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。

9. 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

「額」及び「内容」については、取得株式等又は取得貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。

① 株式

- イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額
- ロ 会社法第108条第1項各号に掲げる内容
- ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合(議決権のある株式である場合に限る。)
- ニ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容等

② 劣後特約付社債(法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。)

社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

③ 優先出資

- イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額
- ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等

④ 劣後特約付金銭消費貸借(法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。)

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

(別表1)(銀行持株会社等以外の金融機関等一単位)















(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、取得株式等(法第20条第2項に規定する取得株式等をいう。)である株式に係るものをいう。
- 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。